大口町勤労者住宅資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者に対し、住宅金融の円滑化を図り、住宅難の緩和と生活環境の改善向上とを促進し、併せて地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(資金措置)

第2条 町長は、前条の目的を達成するため、毎年度予算で定める範囲内の金額を 町長が指定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に預託するものとす る。

(資金総額)

第3条 取扱金融機関が貸し付ける資金の総額は、前条に規定する預託金額を基礎として、町長と取扱金融機関とが協議の上定める。

(融資対象者)

- 第4条 資金の融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えたもの(以下「融資対象者」という。)とする。
 - (1) 町内の居住者又は町内に居住しようとする者で、同一事業所に1年以上在職し、引き続き勤務する者
 - (2) 前年度の総収入金額が150万円以上400万円以下である者
 - (3) 未成年者でない者
 - (4) 市町村税の滞納がない者
 - (5) 取扱金融機関の指定する保証機関の保証が受けられる者
 - (6) その他取扱金融機関の定める要件を備えている者 (融資要件)
- 第5条 融資は、前条の融資対象者が次に掲げるいずれかの資金を必要とするとき に行うものとする。
 - (1) 住宅の新築、増改築、修繕
 - (2) 分譲住宅、中古住宅の購入

(3) 土地の購入。

(融資条件)

- 第6条 融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 融資金額

住宅資金(有担保)2,000万円

住宅資金(無担保) 500万円

- (2) 返済期間 用途別に取扱金融機関の定めるとおりとする。
- (3) 融資利率 取扱金融機関の定めるとおりとする。
- (4) 担保 取扱金融機関の定めるとおりとする。
- (5) 保証 取扱金融機関の定める保証機関の保証 (償還方法)
- 第7条 償還の方法は、元利均等月賦償還又は半年賦償還との併用とする。

(借入申込手続)

第8条 資金の貸付を受けようとする者は、所定の申込書に必要な書類を添えて、 取扱金融機関に提出しなければならない。

(融資の審査及び決定と責任)

- 第9条 貸付に係る次の各号に定める審査、決定、委任及び届出の手続きは、取扱 金融機関所定の手続きによるものとし、融資審査に関わる責任及び決定は一切、 取扱金融機関が負うものとする。
 - (1) 借入申込人の資格、貸付条件、保証人の保証能力等の審査及び決定
 - (2) 貸付条件に違反したときの繰上償還
 - (3) 第5条に定める融資要件に異動が生じたときの手続き
 - (4) 抵当権及び質権の設定登記に関する委任
 - (5) 担保物件に係る火災共済加入に関する手続き (取扱金融機関の報告)
- 第10条 取扱金融機関は、各月の貸付状況その他必要な事項を月1回以上町長に 報告するものとする。

(遵守事項)

第11条 この要綱により融資を受けた者は、この要綱及び取扱金融機関との約定 を遵守しなければならない。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が取扱金融機関と協議して定める。

附則

この要綱は、昭和58年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日 大口町告示第20号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日 大口町告示第20号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。